

大阪市内の賃貸住宅オーナー等※のみなさまへ

※賃貸マンションのほか戸建ての空家や事務所の空室をリフォームし、要件に適合する賃貸住宅とする場合も対象となります。

リフォーム費用

を補助します

本事業は、民間賃貸住宅における子育てに配慮した改修に対する大阪市独自の制度です。

☆リフォーム対象住戸（40㎡以上）

1戸当たり **最大75万円** を補助します。



大阪市子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業

<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000267596.html>

大阪市 子育てリフォーム補助

検索

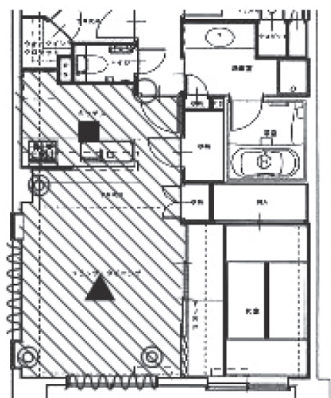
補助の対象となるための要件

本事業の施行区域は大阪市全域とし、交付申請対象住戸において次の（１）～（７）の全ての要件に該当することが必要です。

- （１）大阪市内の民間賃貸住宅の空き住戸において、改修を実施するもの。
（戸建ての空家等を改修し、要件に適合する賃貸住宅とする場合も含む。）
- （２）昭和56年6月1日以降に着工した建物（民間賃貸住宅）であること。
（昭和56年5月31日以前に着工したもののうち、すでに地震に対する安全性に係る建築基準法の規定に適合することが確認されているもの及び耐震基準を満たすための耐震改修工事を実施するものを含む。）
- （３）住戸の床面積が40㎡以上であるもの。
（対象住戸における壁心の床面積とし、改修工事後に40㎡以上となる場合を含む。）
- （４）住戸に台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室（浴槽を備えていること）を備えたもの。
- （５）次に掲げる改修工事のうち、以下のA～Dのいずれか1つの工事を含むものであること。
 - A 居間を含む間取りの変更に係る工事（複数の居室を一体の居室として改修するもの。）
 - B 居間又は寝室における窓の断熱改修工事
 - C 外壁、屋根、居室における天井又は床の断熱改修工事
 - D 一定の要件を満たすユニットバスの新設・改良工事
（浴室の出入口が20mm以下の単純段差で、浴槽に出入りするための手すり・ドアのチャイルドロックが設置されたもの。）
- （６）子どもの安全対策措置として、以下のE～Gの全てについて実施するもの。
（既に対策済みであり、それが写真等で確認できる場合も可とする。）
 - E 居間及び玄関のドアにおける指はさみを防止するための措置
 - ・居間及び玄関のドアへのドアクローザーの設置
（和室のふすま、収納スペース、バルコニーに面するものなど設置できないものや事故発生の恐れのない扉は除く。）
 - F 居間のコンセント部における感電を防止するための措置
 - ・シャッター付コンセント等への取替
（両面テープで取り付けるコンセントカバーや簡易なコンセントキャップによる対応は不可とし、エアコン用コンセントなど、床面から140cm以上に位置するものは除く。）
 - G 居室の吊戸棚等における地震対策のための措置
 - ・キッチン等における吊戸棚への耐震ラッチの設置
- （７）他の補助制度により国又は他の地方公共団体等から補助を受けていないこと。



※交付申請時の補助要件確認書（様式1の別紙1-④）の添付書類として、改修工事内容毎に凡例を色分けしてプロットした住戸図面（間取図）を提出してください。



【プロット及びカタログ添付表示の例】

凡例	仕様	カタログ等
▲	間取り変更（LDK化）	—
〰〰〰〰	窓の断熱	A
▨	床の断熱	B
○	ドアクローザー	C
◎	シャッター付きコンセント	D
■	耐震ラッチ	E

補助の対象

本事業の補助の対象となる経費は以下の工事に係る費用です。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ①バリアフリー改修工事（共用部分を含みます） | ⑤子どもの安全対策措置 |
| ②省エネルギー改修工事 | ⑥防音性の向上等に係る工事 |
| ③間取りの変更に係る工事 | ⑦防犯性の向上に係る工事（共用部分に限ります） |
| ④設備の新設・改良工事 | |

補助の金額

補助対象経費の1/3（補助限度額 75万円 × 補助対象住戸数）（千円未満端数切り捨て）

改修工事後の住戸及び住宅の管理について

- (1) 本事業の補助を受けた住戸について募集開始から3カ月は、子育て・新婚世帯※向けに限定して募集を行う必要があります。
- （※子育て・新婚世帯とは、18歳未満の子供のいる世帯又は新婚世帯（本人及び配偶者（本人と婚姻関係にある者で、届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とも40歳未満で婚姻（事実上の婚姻関係にある者を含む。）後5年未満又は入居後6ヵ月以内に婚姻届の提出を予定している世帯）です。）
- (2) 上記（1）の条件に加え、以下の① ②の条件を満たす必要があります。
- ① 当該改修工事の完了日から10年間は、賃貸住宅として管理すること。
 - ② 対象住戸の入居募集広告においては、少なくとも改修工事後の最初の入居者が決定するまで、下記の記載文（例）を分かりやすい位置に明記すること。

【入居者募集広告の記載文（例）】

本住戸については、大阪市子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業により、大阪市から一部補助を受けるものであり、子育て世帯等の居住に一定配慮した仕様となっています。

申請等にあたっての注意

- (1) 本補助金を申請される方（以下「補助事業者」）は、申請書類に必要事項を記載し、添付書類を添えて窓口まで事前連絡のうえご持参ください。
- (2) **申請書類の受付期限は平成30年2月9日（金）（必着）**です。
受付時間は9時から17時です。
申請にあたっては、審査期間、工事期間及び完了実績報告の提出期限に十分に留意して、余裕をもって申請してください。（応募状況により受付期間内であっても応募を締め切ることがあります。）
また、郵送されたもの、必要な様式が揃っていないもの及び必要な項目が記載されていないものは受け付けられませんのでご留意ください。
- (3) 申請は対象住戸がある住宅（住棟）単位とします。なお今年度、本事業の補助を受けた住戸については、別工事であっても補助対象にはなりません。
- (4) 補助事業者は、補助金の交付決定通知日以降に当該対象工事に着手してください。
交付決定前に着手すると補助事業の対象となりませんのでご留意ください。
- (5) 補助事業者は、対象事業が完了したときは、速やかに本事業にかかる完了実績報告書を本市窓口にご提出ください。
なお、本事業の**完了実績報告の期限は、平成30年3月15日（木）（必着）**です。
（本市は、完了実績報告書の提出を受け、その内容を審査し、要綱その他本市の付した条件に適合すると認めた場合に、補助額の確定をし、補助事業の確定通知を行います。）
- (6) 補助事業者は、最初の入居者が決定した際又は募集開始から3ヵ月経過後いずれか早い時期に、速やかに、**入居状況報告書**を本市窓口にご提出ください。なお、この報告がない場合、補助金の交付の条件に違反したものとして交付を取り消すことがあります。
- (7) 補助事業者は、補助金額の確定通知書を受領後、請求書をご提出ください。請求書に基づき、市より補助金を交付いたします。
- (8) 本市は、完了実績報告があった補助事業者名、住宅名称、住宅所在地及び戸数等について公表を予定しています。
- (9) 本市補助金の支払い後も、市は、本事業の実施状況に関し現地調査を行うことがありますのでご留意ください。

※ 紙面の都合上、省略している部分があります。詳細は「大阪市子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業補助金交付要綱」及び「大阪市子育て世帯等向け民間賃貸住宅改修促進事業手続きマニュアル」に定めるとおりですのでご確認ください。

※ 取得した個人情報については、申請に係る事務処理のほか、モニタリング調査において利用します。また他の補助金を重複して受けていないかを調査するために利用することがあります。

補助金の申請から交付までの流れ

本事業の流れは以下のとおりです。補助事業者は、【手続き】と書かれているタイミングで、定められた書類を提出する必要があります。

【手続き】

①交付申請
受付期限：平成30年2月9日



②交付決定



③改修工事
(市の交付決定日以降に着工すること)



【手続き】

④完了実績報告
提出期限：平成30年3月15日



【手続き】

⑤補助金の確定⇒(支払請求)
完了実績報告を基に、額の確定通知



【手続き】

⑥入居状況報告
(最初の入居者が決定した時又は募集開始から3ヵ月経過後いずれか早い時期)



【手続き】

⑦翌年度以降の管理状況報告
(市からの照会に応じて回答)

申請に必要なもの

(1) 交付申請

書類の名称	備考
補助金交付申請書	様式1
補助対象住戸が含まれる建物に係る固定資産税の納税証明書	申請日時点で、全額納付が確認できる発行可能な直近年度のもの。
補助事業者に係る大阪市内における個人市民税又は法人市民税の納税証明書	申請日時点で、全額納付が確認できる発行可能な直近年度のもの。
補助対象住戸が含まれる建物に係る登記事項証明書	
住民票の写し又は印鑑登録証明書	申請者が個人の場合に限る。
法人登記事項証明書及び法人印の印鑑証明書	申請者が法人の場合に限る。
委任状	代理人に申請を委任する場合に限る。
その他市長が必要と認める書類	別紙1-①～⑧で該当するもの

(注) 各証明書は発行から3か月以内のものを添付してください。

(2) 完了実績報告

書類の名称	備考
補助事業実績報告書	様式10
補助対象工事等の実施を証する書類	
補助対象工事等に係る支払を証する書類	
その他市長が必要と認める書類	別紙10-①～④で該当するもの

(3) 補助金請求

書類の名称	備考
補助金交付請求書	様式12

※内容の確認等のため、申請又は報告の後、図面その他の資料の提出を求める場合があります。

【受付窓口】 大阪市都市整備局 企画部 住宅政策課 民間住宅助成グループ

住 所 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所6階北側

T E L 06-6208-9228 **F A X** 06-6202-7064

受付時間 9時～17時（事前連絡の上で持参ください。）

*事前連絡のない場合、お待ちいただくことがあります。

U R L <http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000267596.html>